



財政運営持続化計画



令和5年度 ～ 令和9年度
2023 ～ 2027

1 計画策定の目的と方向性	3
2 財政状況の推移	4
（１）普通会計決算（歳入）の推移	4
（２）普通会計決算（歳出）の推移	7
（３）一般会計の当初予算（経常収支・主要事業一般財源）の推移	9
（４）財政指標の推移	10
（５）地方債の推移	12
（６）基金等の推移	13
（７）実質収支の推移	14
3 財政状況の見通し	15
（１）年齢別人口の推移と見通し	15
（２）一般会計（経常収入）の見通し	16
（３）一般会計（経常支出）の見通し	17
（４）一般会計の当初予算（経常収支）の見通し	19
4 計画の取組	21
（１）財政運営の目安	21
（２）基金等残高の管理	22
（３）財政指標の管理	24
（４）地方債の影響管理	25

1 計画策定の目的と方向性

【計画の目的】

本市の財政状況は、平成19年度策定の「財政健全化計画」により、危機的な状況から財政健全化への道筋をつけ、平成28年度策定の「財政基盤安定化計画」により、健全な財政運営と財政基盤強化に取り組んだ結果、財政指標や基金残高は計画で定める目標を達成することができ、現時点では財政の健全性は保たれている状況です。

しかしながら、今後においては、人口減少・少子高齢化の進行に伴う財政の硬直化が想定され、さらに新型コロナウイルス感染症や物価高騰などといった財政運営に及ぼす影響は不透明な状況にあります。

また、公共施設の老朽化が進む中で「苫小牧市公共施設等総合管理計画」に基づく施設の更新・統廃合・長寿命化を進めつつ、ゼロカーボン、SDGsへの対応など、様々な市民ニーズや行政課題に応えていくためには、引き続き健全な財政運営と更なる財政基盤の強化が求められます。

このような状況を踏まえ、本計画は、財政状況の現状と今後の展望に基づき、中長期的な視点で財政の健全性を維持しつつ、将来を見据えたまちづくりに必須となる持続可能で安定した財政運営の指針として策定するものです。

【計画の方向性】

これまでの財政状況の推移を分析し、課題を踏まえた財政状況の見通しから、4つの財政秩序を定め、持続可能で安定した財政運営を目指します。

財政健全化計画

平成19年度～平成27年度
(2007年度～2015年度)

●財政健全化の道筋

財政基盤安定化計画

平成28年度～令和3年度
(2016年度～2021年度)

●財政健全性の確保と強化

財政運営持続化計画

令和5年度～令和9年度
(2023年度～2027年度)

●持続可能で安定した
運営のための財政秩序

財政秩序				
Financial Balancing Policies				
1 財政運営の目安	1-1 R5主要事業 一財46億 R5	1-2 R6主要事業 一財42億 R6	1-3 R7主要事業 一財42億 R7	1-4 R8主要事業 一財42億 R8
2 基金等残高の管理	2-1 財政調整基金 20億円以上に 財調	2-2 備荒資金 10億円以上に 備荒	2-3 減債基金 20億円以上に 減債	2-4 公共施設整備基金 15億円以上に 公設
3 財政指標の管理	3-1 経常収支比率 90%以下に 経常収支比率	3-2 実質公債費比率 10%以下に 実質公債費比率	3-3 将来負担比率 80%以下に 将来負担比率	
4 地方債(注1)の影響管理	4-1 R5借入 上限61億 R5	4-2 R6借入 上限76億 R6	4-3 R7借入 上限71億 R7	4-4 R8借入 上限41億 R8

※計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とし、毎年の見直し(ローリング)により直近の財政状況と見通しを示します。

注1_地方債は、用語説明27ページを参照。

2 財政状況の推移

今後の財政状況の見通しを展望するため、平成18年度から令和3年度までの歳入、歳出の決算推移と財政状況における課題について整理します。

(1) 普通会計決算（歳入）の推移

(ア) 歳入の決算推移（普通会計^(注2) - 性質別^(注3)）

● 歳入全体

歳入全体の決算規模は拡大傾向にあります。

主な要因としては、扶助費^(注4)などの義務的経費の増大に伴う国庫支出金、道支出金の増加や、老朽化した施設の更新対応などに伴う地方債の増加があげられます。

なお、令和2年度、令和3年度の歳入全体の決算額は、国の新型コロナウイルス感染症への対応施策によって、大幅に増加しています。

● 一般財源

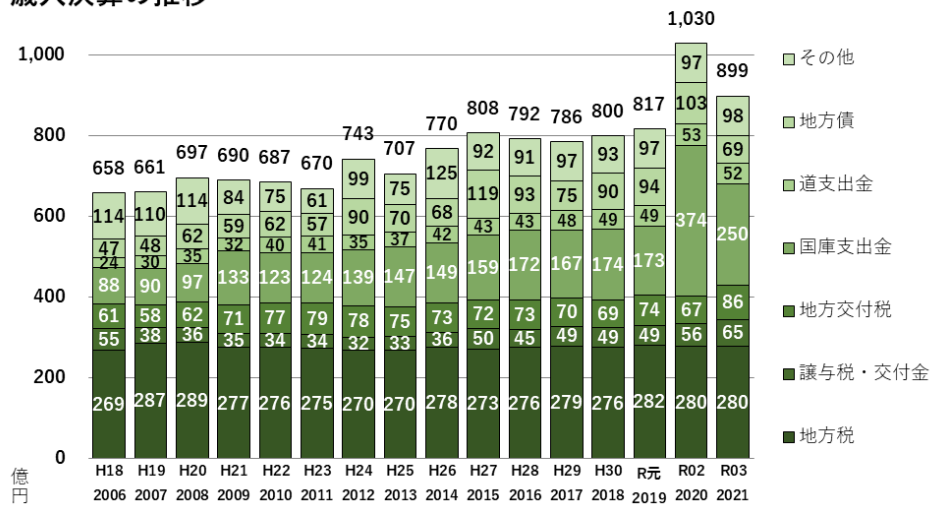
主な一般財源^(注5)である地方税、譲与税・交付金^(注6)は、社会経済状況や税制改正などで、年度により増減がありますが、長期的には、僅かに増加しています。

また、地方交付税^(注7)は、国の地方財源対策や扶助費などの基準財政需要額、地方税などの基準財政収入額の増減により変動します。

● 国庫支出金・道支出金・地方債

主な依存財源^(注8)である国庫支出金、道支出金及び地方債は、国や北海道からの負担金や補助金、政府系及び民間の金融機関からの借入で、歳入について自主的に調達できないものです。扶助費や普通建設事業などの歳出決算と連動し増減しています。

歳入決算の推移



● その他

その他の歳入の主なものは、保育所使用料、住宅使用料、ごみ処理手数料、土地売却など財産収入、広告料収入やネーミングライツなど諸収入で、平成26年度以前は主に貸付金元利収入や住宅使用料により大幅な増減がありますが、平成27年度以降は90億円台で推移しています。

注2_普通会計、注3_性質別、注4_扶助費、注5_一般財源、注6_譲与税・交付金、注7_地方交付税、注8_依存財源は、用語説明27ページを参照。

2 財政状況の推移

(1) 普通会計決算（歳入）の推移

(イ) 市税収入の決算推移①

市税収入全体

市税収入全体は、税制改正などにより増減があり、大きな変動はない状況です。

歳入全体に占める市税の割合は、令和3年度で約34%（コロナ関連補助金を除く。）、自主財源^(注8)の割合は、約46%と大きな割合を占め、最近5年間は、ほぼ横ばいで推移しています。これらの割合が高いことは、自治体が柔軟に運営できることを示します。

令和2年度で、北海道の同規模自治体10都市^(注9)の中では、市税の割合は1番高く、自主財源の割合は、千歳市に続き、2番目に高い率となっています。

個人市民税

個人市民税は、前計画において人口減少に伴う減を見込んでいましたが、平成23年度から増加傾向が続いています。これは、納税義務者数の増加が主な要因であり、人口減少は進んでいるものの、社会経済状況、税制改正などの複数要因により予測とは違う結果となったものと捉えています。

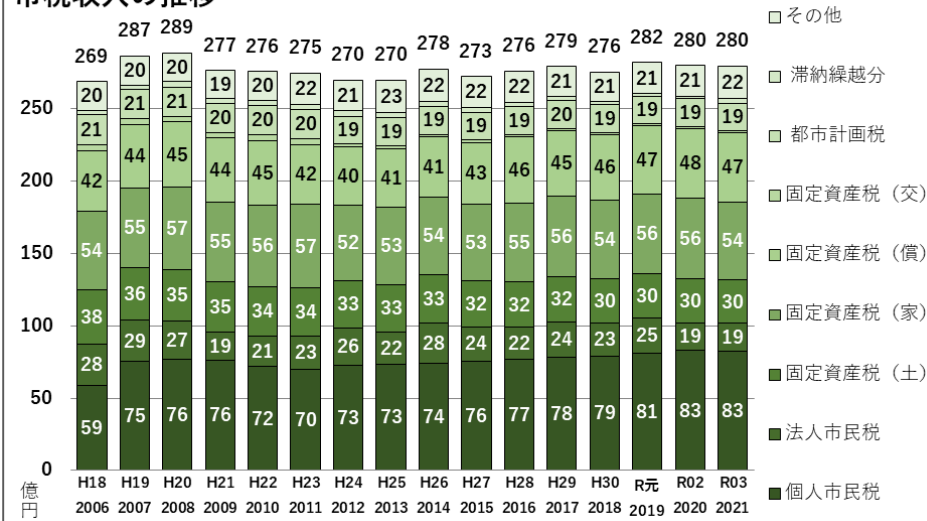
法人市民税

法人市民税は、地方法人課税の偏在是正を目的とした税制改正によって、平成26年度と令和元年度に税率が引き下げられ、改正の翌年度の税収が減収しています。

固定資産税

土地家屋に係る固定資産税は、3年ごとの評価替えの際に減少し、その後、主に新築建物への課税により増加する傾向にあります。償却資産に係る固定資産税は、企業の設備投資に伴い増減しています。都市計画税は固定資産税と連動しています。

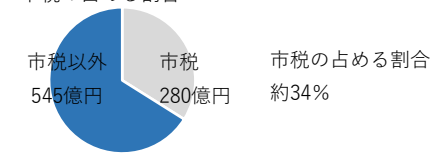
市税収入の推移



自主財源の占める割合



市税の占める割合



滞納繰越分

滞納繰越分は、約2億円で推移しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への徴収猶予がありました。

その他

その他の税は、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税であり、20億円から22億円で推移しています。そのうち、市たばこ税は16億円から17億円で推移しています。

注8_自主財源、注9_北海道の同規模自治体10都市は、用語説明27ページを参照。

2 財政状況の推移

(1) 普通会計決算（歳入）の推移

(イ) 市税収入の決算推移②

◆ 個人市民税

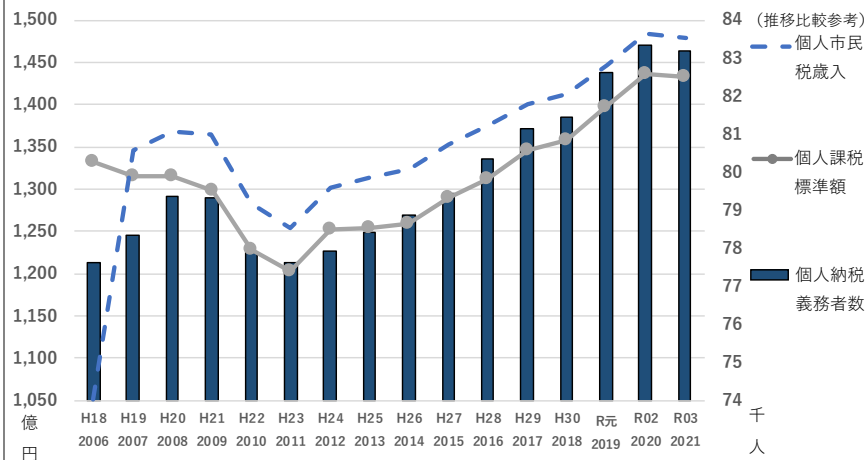
個人市民税の納税義務者数及び課税標準額は、平成23年度以降、扶養控除の税制改正や社会経済状況などの影響により増加しています。

また、近年では、高齢者や女性の納税義務者数が増加しており、本市の生産年齢人口が減少しているものの全体の納税義務者数は減少していない状況です。

こうした推移は、個人市民税の税収と同じ傾向であり、今後の個人市民税を見込むうえで重視すべき特徴と考えます。

※平成18年度は課税標準額と歳入に大幅な乖離がありますが、三位一体の改革による地方への税源移譲で税率の変更があり、平成19年度には乖離が解消されています。

個人納税義務者数の推移



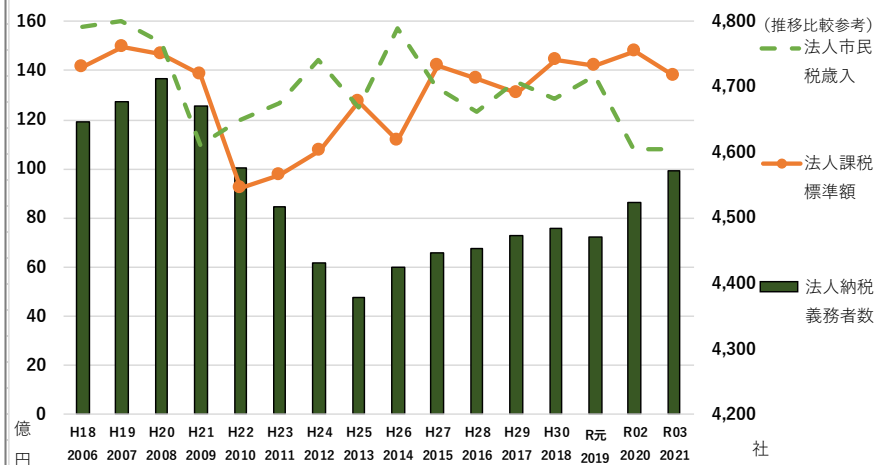
◆ 法人市民税

法人市民税の納税義務者数は、平成20年度のリーマンショック以降、大きく減少に転じましたが、近年は増加傾向にあります。

また、課税標準額は、税制改正による税率の引き下げや社会経済状況などの影響で年度により増減があります。

法人市民税の税収推移は、納税義務者数や課税標準額の推移と傾向は異なることから、税制改正のほか企業の経済状況などが大きな影響を与えるものと考えます。

法人納税義務者数の推移



2 財政状況の推移

(2) 普通会計決算（歳出）の推移

(ア) 歳出の決算推移（性質別）

● 歳出全体

歳出全体の決算規模は増加傾向にあり、主な要因は、扶助費や投資的経費、物件費の増加によるものです。なお、令和2年度、令和3年度の歳出全体の決算額は、国の新型コロナウイルス感染症への対応施策によって、大幅に増加しています。

● 人件費

人件費は、職員配置適正化方針に基づく定数管理により減少で推移し、平成27年度からは横ばいで推移していましたが、令和2年度の会計年度任用職員制度の創設に伴い増加しています。

● 扶助費

扶助費は、全般的に増加傾向にあります。国や北海道の負担金や補助金が財源の大きな割合を占めますが、市の負担もあることから、財政運営上の課題となっています。

● 公債費

公債費^(注10)は、借入額が償還額を超えないよう管理したことから、平成27年度以前は減少しています。平成28年度以降は公共施設の老朽化対応等による借入額の増に伴い増加傾向にあります。

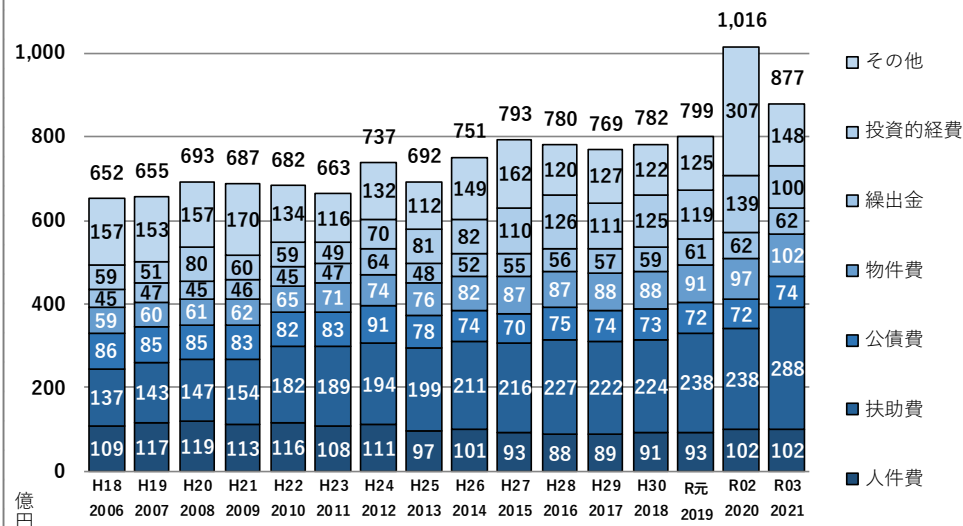
● 物件費

物件費は、主に需用費や委託料などであり、労務単価の増、公の施設への指定管理者制度導入などにより増加傾向にあります。

● 繰出金

繰出金^(注11)は、高齢化の進行に伴い、介護保険事業会計、後期高齢者医療会計への繰出金が増加傾向にあります。

歳出決算の推移



● 投資的経費

投資的経費は、「苫小牧市公共施設等総合管理計画」に基づく施設の更新・統廃合・長寿命化を進めており、公共施設の老朽化対応などで増加傾向にあります。今後の財政運営上の課題となっています。

● その他

その他の経費は、維持補修費、補助費、積立金、投資・出資・貸付金で、年度ごとの財政需要に伴い増減があります。これまでの大きな減要因としては、行政改革と一体となり取り組んだ自動車運送事業会計などの閉鎖や会計方式変更に伴う減があります。なお、令和2年度は特別定額給付金により大幅な増加となっています。

注10_公債費、注11_繰出金は、用語説明27ページを参照。

2 財政状況の推移

(2) 普通会計決算（歳出）の推移

(イ) 扶助費、繰出金（医療・介護）の決算推移

● 扶助費

扶助費全体では増加傾向にあります。

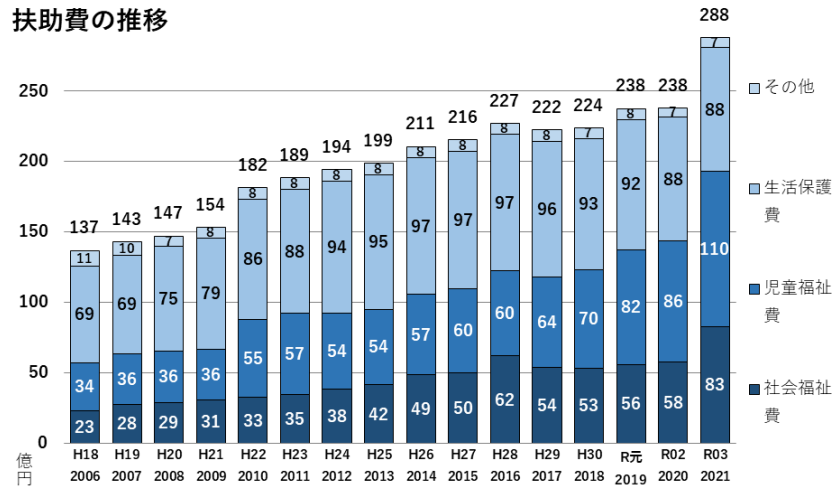
生活保護費では、平成28年度以前は増加していますが、平成29年度以降は被保護人員の減により減少し、令和3年度には医療扶助などの増により僅かに増加しています。

児童福祉費は、人口減少に伴う児童数の減により、児童手当、児童扶養手当などは減少していますが、保育施設等給付費は、令和元年度の消費税増税に伴う幼児教育無償化や施設整備などによる待機児童解消に努めたことから、大幅な増加となっています。

社会福祉費は、社会福祉施設の増やサービス利用者の増により、障がい者のための給付費などで増加しています。

また、令和3年度は子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金などにより増加しています。

扶助費の推移



● 繰出金（医療・介護）

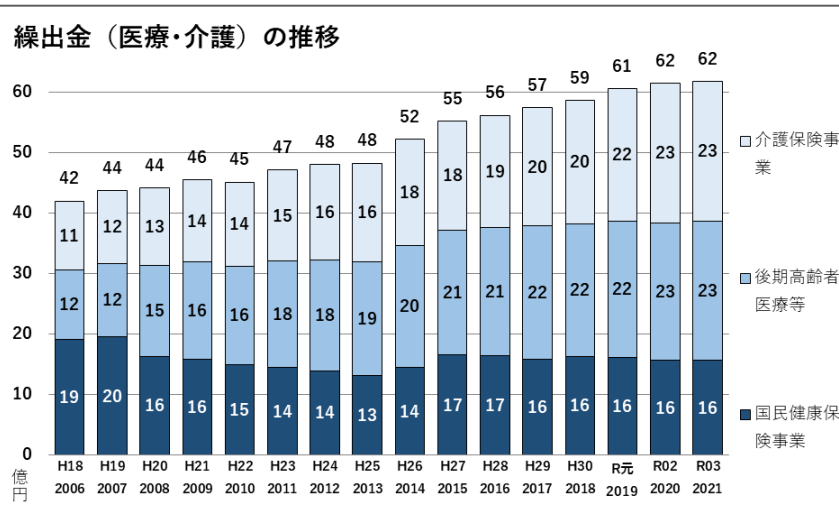
繰出金全体では増加傾向にあります。

高齢化の進行に伴う給付の増により、後期高齢者医療会計等、介護保険事業会計の繰出金が増加しています。

また、消費税増税による低所得者の負担軽減があり、平成26年度、27年度に国民健康保険事業会計と介護保険事業会計、後期高齢者医療会計の繰出金が増加しています。

このほか、国民健康保険事業会計の繰出金で、平成21年度以前は赤字補填による増などがあります。

繰出金（医療・介護）の推移



2 財政状況の推移

(3) 一般会計の当初予算（経常収支・主要事業一般財源）の推移

◆ 経常収支

経常収支（注12）は、経常収入と経常支出の差で、政策的な事業となる主要事業（注13）に要する一般財源となるものです。経常収支の額は、平成24年度以前は20億円台で推移していましたが、財政健全化計画や行政改革の取組により40億円台まで増加しました。平成28年度以降は、扶助費・繰出金の増や、労務単価の増、公共施設などの維持管理費の増などに伴い、減少傾向となっています。

◆ 主要事業一般財源

主要事業に要する一般財源は、平成26年度以前で、30億円から40億円台で推移していましたが、平成27年度以降は公共施設の老朽化対応などにより50億円台となりました。令和元年度以降は学校の耐震化に目途がついたことから、40億円台で推移していますが、経常収支との差は、拡大傾向となっています。

◆ 財源対策

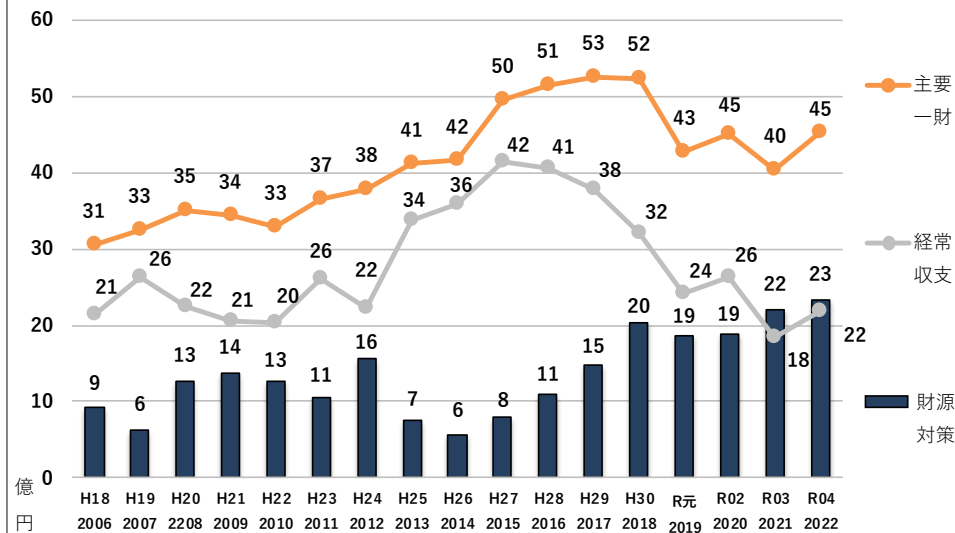
主要事業に要する一般財源について、経常収支で不足する財源は基金等の活用により財源対策を行います。

財源対策の額は、平成29年度以前は約15億円までで推移していましたが、経常収支が減少していることから、平成30年度以降は、約20億円での推移となっています。

財源対策は財政調整基金（注14）を中心に行われていますが、近年の増加傾向に伴い、今後は基金残高の減少が懸念され、不測の事態への備えが課題となります。

これまでは、前年度の決算剰余金や不用額が生じた場合に財政調整基金に積立てを行うことで、財源対策のための財源を確保してきましたが、安定的な財源ではないことから、今後における財源対策の課題と考えます。

一般会計の当初予算の推移



令和3年度の経常収支は、新型コロナウイルス感染症の影響として市税収入の減を見込んだことにより、18億円と大きく減少しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を見込まずに予算編成していますが、公債費、委託業務などの維持管理費の増により、22億円と低い水準が続いています。

2 財政状況の推移

(4) 財政指標の推移

自治体の健全性を示す、経常収支比率^(注15)、実質公債費比率^(注16)、将来負担比率^(注17)の3指標について、本市では、国や北海道の基準をもとに5つのゾーンを設定したうえで、目標を定め健全性を管理してきました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という）では、早期健全化基準について、実質公債費比率で25%、将来負担比率で350%と定めており、基準以上となった場合、財政健全化計画の策定が義務付けられ、計画に基づき健全な財政に向けて取り組むこととなります。

(ア) 経常収支比率

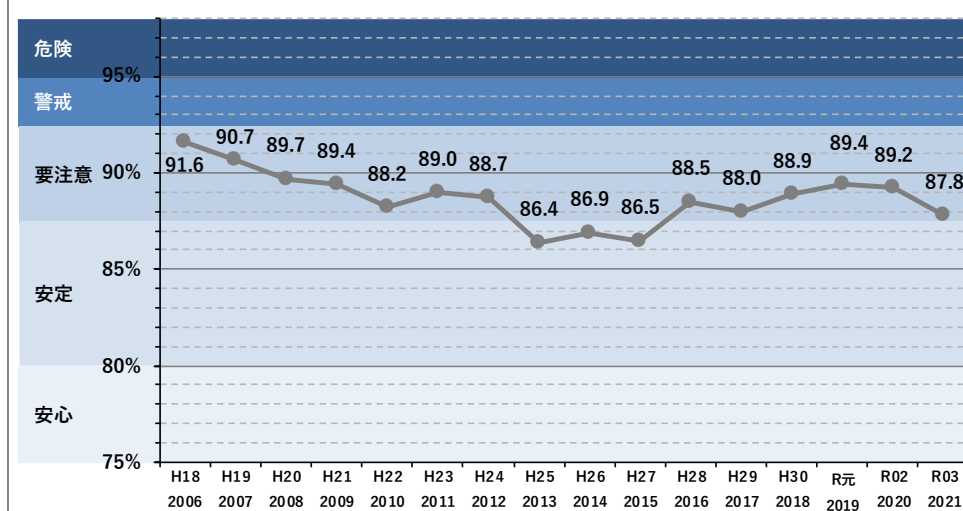
経常収支比率は、経常的な経費と経常的な一般財源収入との比率で、比率が高いと財政状況が硬直化していることを示します。

平成25年度以前は人件費や公債費の減などにより減少しています。

平成26年度以降は、扶助費、繰出金の増などにより少しずつ増加傾向となっていますが、要注意ゾーンの90%以下で推移しています。

北海道の同規模自治体10都市の平均は、令和2年度で94%であり、本市は平均を下回っている状況です。

経常収支比率の推移



注15_経常収支比率、注16_実質公債費比率、注17_将来負担比率は用語説明28ページを参照。

2 財政状況の推移

(4) 財政指標の推移

(イ) 実質公債費比率

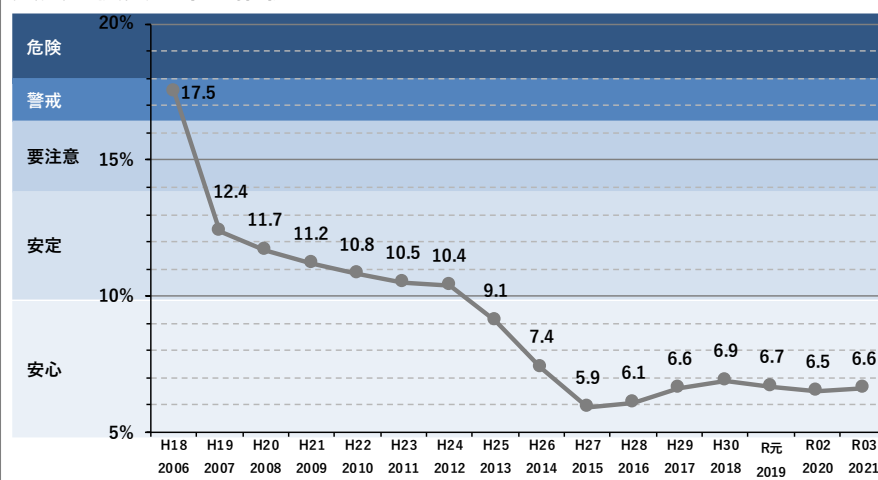
実質公債費比率は、公債費と標準財政規模（注18）の比率で、比率が高いと公債費の負担が大きくなっていることを示します。

公債費の減少により、平成27年度以前は減少していますが、地方債の借入の増により公債費が少しずつ増加しています。平成28年度以降は若干の増加傾向ですが、安心ゾーンの10%以下で推移しています。

北海道の同規模自治体10都市の平均は、令和2年度で8.1%であり、本市は平均を下回っている状況です。

※実質公債費比率は、財政健全化法施行後の平成19年度に算定方式が変更となっています。

実質公債費比率の推移



(ウ) 将来負担比率

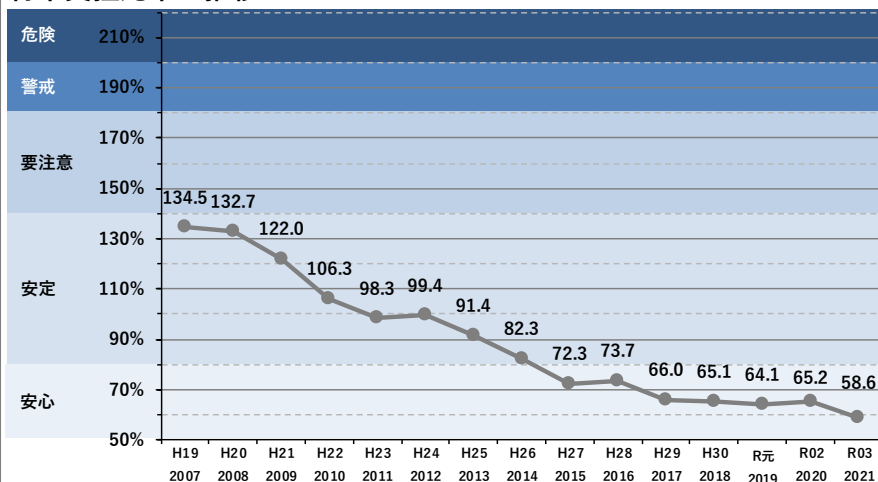
将来負担比率は、地方債残高などと標準財政規模の比率で、比率が高いと将来の財政負担が大きくなっていることを示します。

平成19年度から基金等の増加や標準財政規模の増加により、比率は減少し、平成27年度以降は安心ゾーン以下で推移しています。

北海道の同規模自治体10都市の平均は、令和2年度で60.2%であり、本市は平均を若干上回っている状況ですが、早期健全化基準を大きく下回っています。

※将来負担比率は、財政健全化法施行後の平成19年度から算出しています。

将来負担比率の推移



2 財政状況の推移

(5) 地方債の推移

● 普通債等の推移

主に普通建設事業の借入である普通債等は、平成26年度以前は、借入が償還額を上回らないように管理したことにより残高は減少していましたが、平成27年度以降は公共施設の耐震化や老朽化対応により地方債残高は増加傾向にあります。

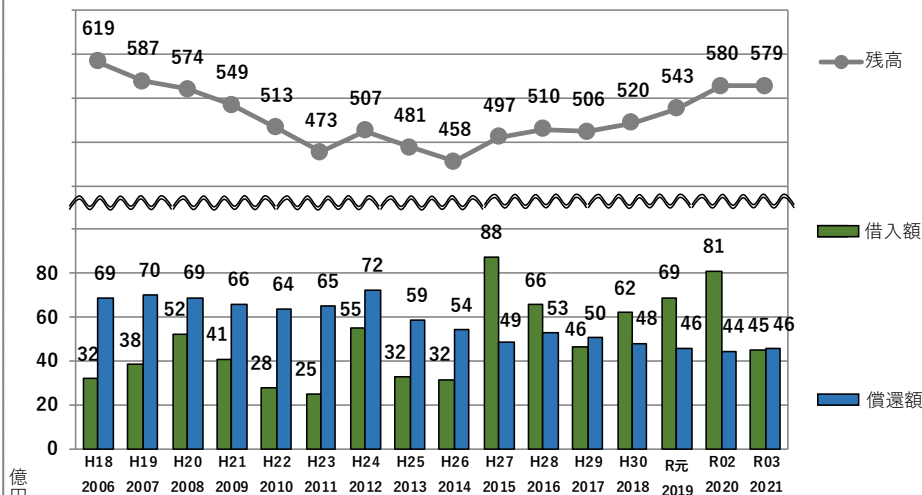
平成24年度に残高が増加していますが、これは市営住宅事業会計の会計方式変更により地方債が移管されたことによるものです。

また、平成27年度に借入額が88億円と大幅に増加していますが、これは、主に苫小牧市土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債約33億円の借入によるものです。

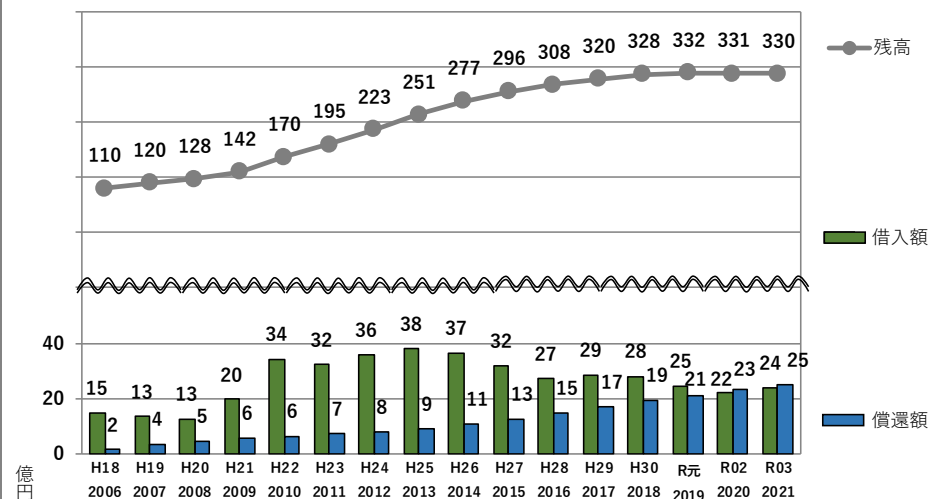
● 臨時財政対策債の推移

地方交付税の代替として地方債により措置される臨時財政対策債^{注7}の残高は増加傾向でしたが、近年は国の地方交付税の財源が確保され、地方交付税への配分が多く交付されたことから借入額が減少し、償還額が借入額を上回ったことで減少傾向となっています。

普通債等の推移



臨時財政対策債の推移



注7_臨時財政対策債は、用語説明27ページを参照。

2 財政状況の推移

(6) 基金等の推移

● 基金全体

基金全体では、平成20年度から全般的に増加傾向にあります。
令和2年度は132.3億円で、北海道の同規模自治体10都市の平均が100.4億円（国民健康保険事業基金と介護給付費準備基金は除き公表されています。）と比較し、本市も同じ条件での基金残高は、102.4億円とほぼ同額となっています。
財政調整基金などの主要な基金は、平成20年度から増加傾向で、平成27年度からは緩やかな増加となり、平成29年度から令和2年度まではほぼ横ばいで推移しています。

● 財政調整基金

財政調整基金は、不測の事態への備えや、年度間の財源の不均衡を調整するもので、近年は、財政秩序として残高20億円を定めています。

決算剰余金（注19）や不用額の積立てにより、平成27年度以降の年度末残高は30億円を超える状況ですが、近年、当初予算の財源対策は10億円を超え、取崩し後では、一時的に20億円台の残高となります。

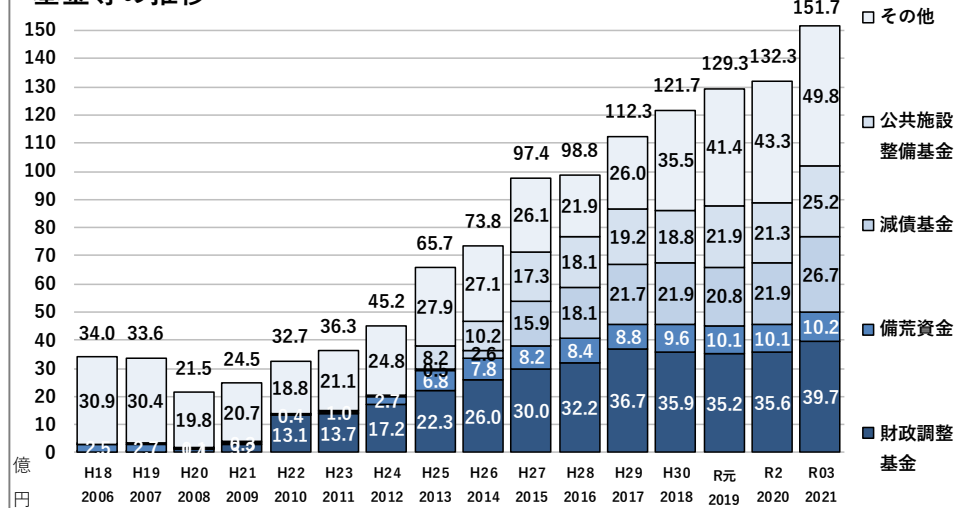
令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応の影響を見込み、約15億円と例年より多く当初予算で財源対策したことにより、一時的に20億円を下回る状況となりましたが、結果的に大きな影響はなく、令和4年度当初予算においても20億円の残高は確保されています。

北海道の同規模自治体10都市の令和2年度平均は27.9億円で、平均を上回っています。

● 備荒資金

備荒資金（注20）は、災害時の備えとして積み立てるもので、これまで、雪氷対策費の執行残の積立てなどにより残高が増加しています。平成30年度に胆振東部地震がありましたが、大きな変動なく、約10億円で推移しています。

基金等の推移



● 減債基金

減債基金（注21）は、地方債償還の負担を軽減するための基金で、公債費の増加を見込み、不用額などの積立てによって、増加しています。北海道の同規模自治体10都市の令和2年度平均21.8億円とほぼ同額となっています。

● 公共施設整備基金

公共施設整備基金（注22）は、市民文化ホールなど公共施設の整備のための基金で、市民ホールや総合体育館の整備に向け、不用額などの積立てによって、増加しています。

2 財政状況の推移

(7) 実質収支の推移

◆ 決算剰余金

決算剰余金は、予算の構造上、発生するものとなります。

また、歳入予算で計上した額を上振れた分も決算剰余金となります。このため、決算剰余金は、民間企業の利益剰余金や営業成績とは異なるもので、財政状況と必ずしも一致するものではありません。

決算剰余金が発生する場合の逆で、歳入が歳出に対し不足する赤字決算の場合は、翌年度の歳入を繰り上げて不足分に充当する繰上充用を行うこととなります。

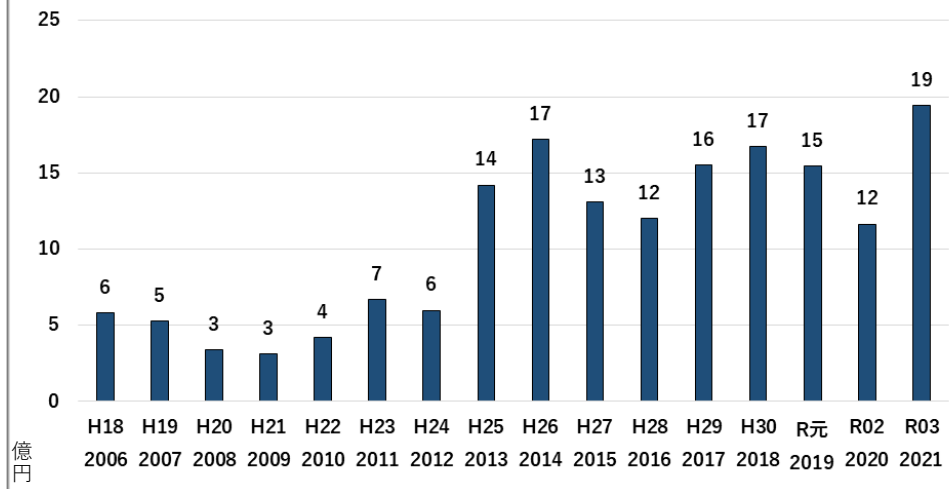
決算剰余金の主な用途は、生活保護費などの精算による国道支出金の返還金を決算剰余金から除いた額について、当年度の補正予算の財源、翌年度の当初予算の財源などに活用しています。

◆ 実質収支

決算剰余金から繰越明許費と継続費に係る財源を除いた実質収支^(注23)は、平成24年度以前は、10億円を下回る状況でしたが、平成25年度以降は10億円を超えています。

実質収支は、一般的に標準財政規模に対する割合で3～5%が望ましいとされています。本市の場合、標準財政規模の約400億円で試算すると約12億円から20億円となり、平成25年度以降の実質収支の状況と合致しています。

実質収支の推移



注23_実質収支は、用語説明28ページを参照。

3 財政状況の見通し

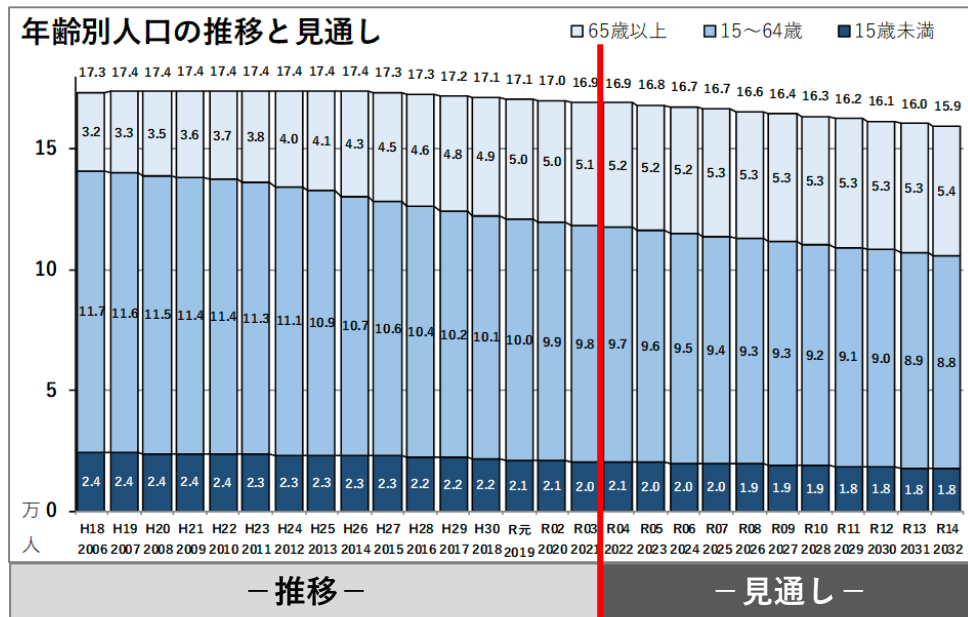
人口推計に基づく市税収入や扶助費などの長期的な推計を行い、4ページから14ページまでの「2 財政状況の推移」の決算推移と財政状況の課題を踏まえながら、今後の財政状況の見通しとして経常収入、経常支出及び経常収支の見込みを示します。

(1) 年齢別人口の推移と見通し

人口動態は地方公共団体の財政状況に大きな影響を与え、特に生産年齢人口（15歳～64歳）は市税（歳入）に、高齢者人口（65歳以上）は扶助費（歳出）に、それぞれ関係するものと考えられます。

苫小牧市総合計画における人口想定では、人口の推移として、平成26年をピークに減少傾向となり、令和14年には16万人を割り込むことが想定されています。

また、人口構成においては、令和4年と10年後の令和14年を比較すると年少人口（15歳未満）は約15%の減少、生産年齢人口（15歳～64歳）は約9%の減少となる一方で、高齢者人口（65歳以上）では約4%の増加が見込まれており、人口減少と少子高齢化の傾向がさらに進むことが想定されます。



3 財政状況の見通し

(2) 一般会計（経常収入）の見通し

(イ) 個人市民税の長期推計

● 個人市民税の長期推計

個人市民税は、6ページの「2 財政状況の推移」の「(イ) 市税収入の決算推移②」での分析のとおり、納税義務者数と課税標準額と税収との関係性が強い傾向にあります。このことを踏まえ、今後の個人市民税の長期推計においては、生産年齢人口の減少要素だけでなく国の税収見通しの要素を考慮して推計しました。

● 国の税収見通し

個人市民税の長期推計については、「中長期の経済財政に関する試算」（令和4年7月29日 内閣府作成）の値を用いています。

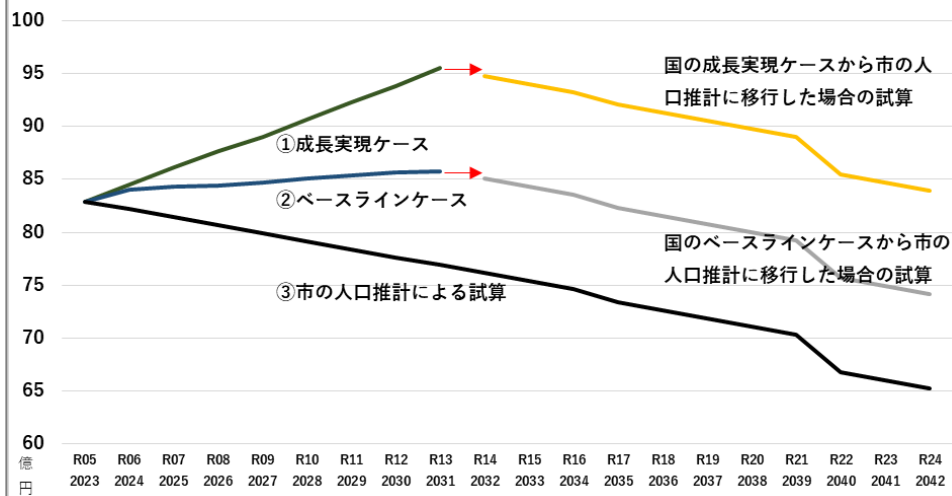
この国の試算では、経済再生などの目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえた試算の「成長実現ケース」と経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する試算の「ベースラインケース」の2通りを想定しており、それぞれのケースにおいて、令和13年度までの地方の普通会計における税収（地方税と地方譲与税の合計額）の見通しが示されています。

個人市民税の長期推計は、①国の成長実現ケース、②国のベースラインケース、③市の人口推計による試算の3パターンにより推計を行いました。①国の成長実現ケースと②国のベースラインケースでは、国の試算での増減率と本市の生産年齢人口の減少率を考慮して推計を行いました。なお、令和14年度以降は国の税収見通しが示されていないことから、人口推計による試算のみを前提条件として推計を行っています。

● 推計の結果

推計を行った結果、①国の成長実現ケースでは、令和13年度で約96億円との試算で、令和4年度予算額約83億円から大幅な増加となります。

個人市民税の長期推計（20年間）



②国のベースラインケースでも、令和13年度で約86億円との試算で、令和4年度予算から増加となります。

③市の人口推計による試算では、生産年齢人口の減少により、令和13年度で約77億円との試算で、令和4年度予算から大幅な減少となります。

● 今後の見通し

今後の個人市民税については、税制改正や社会経済状況の不確実な要素があることから必ずしも推計結果のとおりとはならないものと考えますが、生産年齢人口の減少という長期的なトレンドは重く受け止めるべき要素であり、長期的な見通しとして右肩上がりの税収は展望できないものと考えます。

3 財政状況の見通し

(3) 一般会計（経常支出）の見通し

(ア) 扶助費・繰出金（医療・介護）の長期推計

● 扶助費

扶助費全体のこれまでの推移は増加傾向であることから、近年の推移を参考にしつつ、今後の扶助費の推計を行いました。

社会福祉費は、障がい者の自立支援給付費の直近の伸び率を加味し増加すると見込んでいます。

児童福祉費は、保育施設等給付費の増加を加味しつつ、年少人口の減少による児童手当、児童扶養手当の減を見込んでいます。

生活保護費は、近年は減少傾向でしたが、令和3年度は僅かに増加したことから、同規模による推移で見込んでいます。

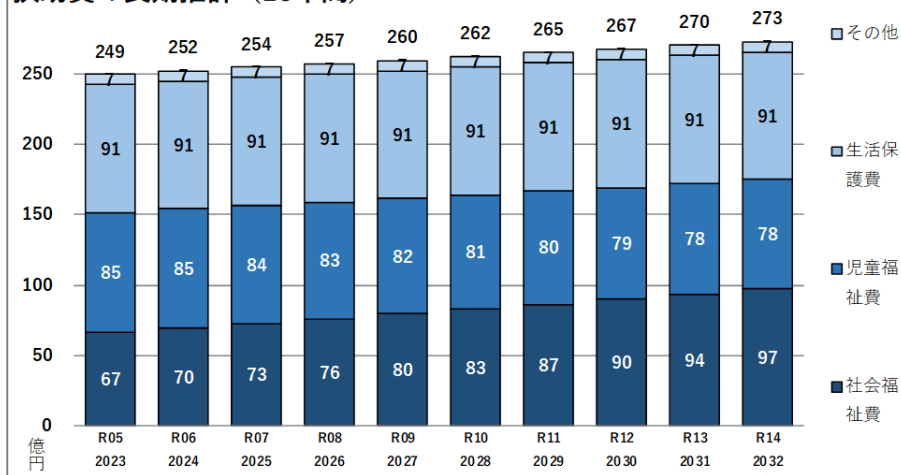
● 繰出金（医療・介護）

繰出金全体のこれまでの推移は増加傾向であることから、直近の伸び率を参考とし、今後の繰出金（医療・介護）の推計を行いました。

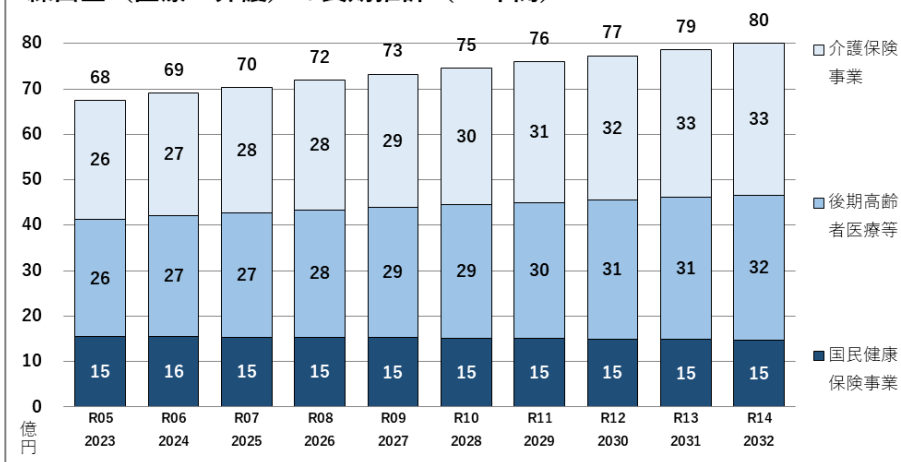
国民健康保険事業会計の繰出金は、近年の推移を参考に減少を見込んでいます。介護保険事業会計及び後期高齢者医療会計の繰出金は、高齢化の進行が今後も続くことを踏まえ、直近の伸び率を参考として増加を見込んでいます。

今後の扶助費・繰出金（医療・介護）については、高齢人口の増加の見通しに伴い、長期的にも増加傾向を想定しています。

扶助費の長期推計（10年間）



繰出金（医療・介護）の長期推計（10年間）



3 財政状況の見通し

(3) 一般会計（経常支出）の見通し

(イ) 地方債の長期推計

今後の普通債等の地方債について、普通建設事業の長期的な見通しをもとに借入額を想定し、令和30年度までの償還額を推計しました。

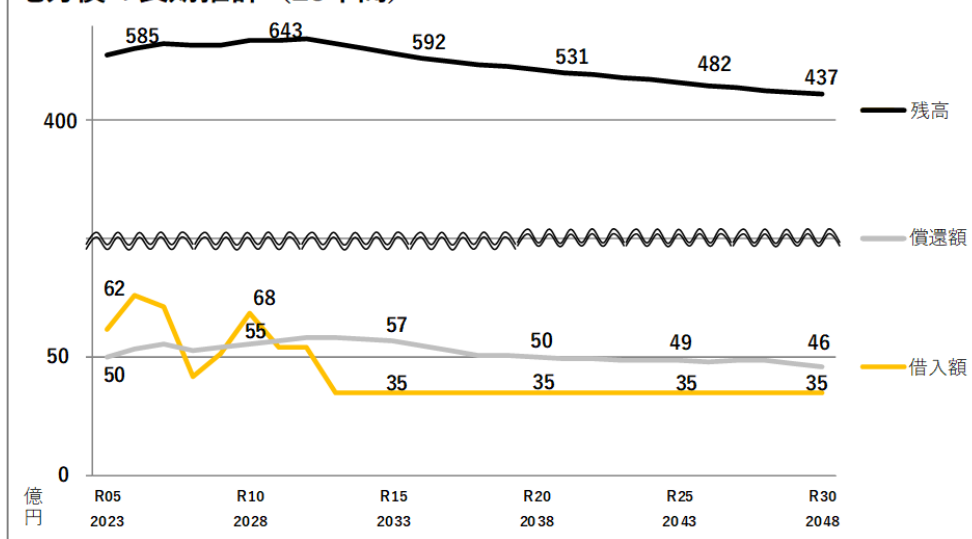
今後見込まれる事業費は、令和13年度までは各施設の個別計画や各部において予定する普通建設事業の調査結果で見込み、令和14年度以降は「苫小牧市公共施設等総合管理計画」で推計する公共施設（建築系施設）の更新費の平均で見込んでいます。

地方債のシミュレーションでは、普通債等について、借入期間は20年間を基本とし、うち3年間の据置期間とし、4年目以降に償還が開始されるものとして試算しています。

事業の実施に伴い、令和10年度の地方債残高の見込みは、643億円と増加しますが、令和20年度には531億円と減少していく見込みです。

償還額の見込みは、令和10年度は55億円と増加し、令和15年度まで同水準で推移しますが、令和20年度は50億円、令和30年度は46億円と減少していく見込みです。

地方債の長期推計（25年間）



3 財政状況の見通し

(4) 一般会計の当初予算（経常収支）の見通し

16ページの「(1) 一般会計（経常収入）の見通し」と、17ページと18ページの「(2) 一般会計（経常支出）の見通し」を踏まえ、令和6年度から令和9年度までの経常収支を推計します。

経常収支の見通し

● 経常収入

経常収入全体の見通しは、扶助費の増加傾向に伴う国道支出金の増により総額は増加傾向となる見込みです。

個人市民税は、16ページの「(1) 一般会計（経常収入）の見通し」の「(イ) 個人市民税の長期推計」における②国のベースラインケースと③市の人口推計による推計値の平均から見込むこととし、他の市税や地方譲与税などはこれまでの傾向を踏まえて見込んでいます。また、地方交付税は、市税や地方譲与税などの増減のほか扶助費などの支出の増と連動して見込んでいます。

● 経常支出

経常支出全体の見通しとしては、扶助費や繰出金、公債費の見通しに伴い、総額は令和8年度までは増加し、令和9年度は減少する見込みです。

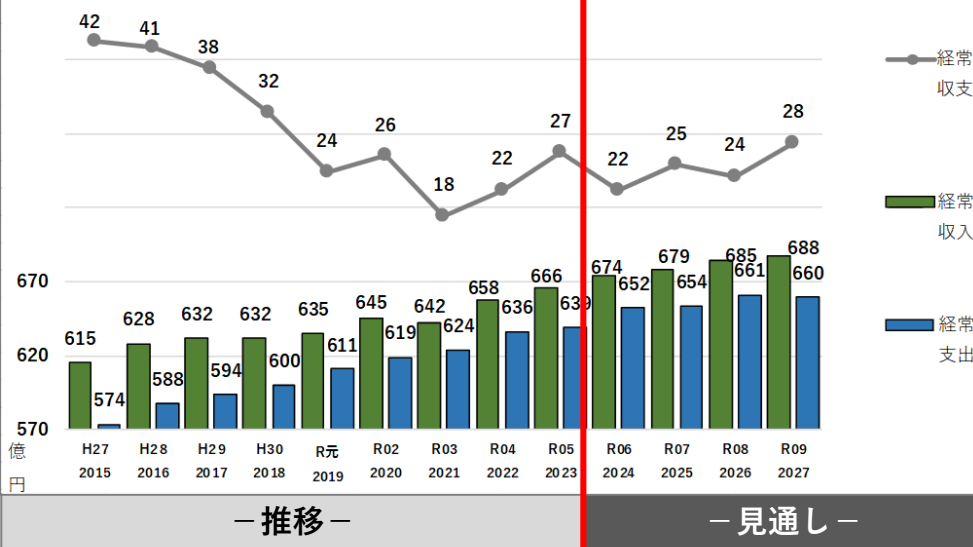
人件費については、地方公務員法改正に伴う定年延長に伴い、退職手当の支出を隔年（令和6年度と8年度）で見込んでいます。また、指定管理費などの債務負担行為で設定している支出について、今後の見込みを反映し、推計しています。

● 経常収支

経常収入と経常支出の差である経常収支の見通しとしては、22億円から28億円の間の推移となり、平成20年代前半と同様の状況になるものと見込まれます。

特に、令和6年度の経常収支は、退職手当の支出や公債費の増による歳出増などにより減少することを想定しており、4年間の中で最低の22億円と見込んでいます。

経常収支の見通し



経常収支の今後の見通しとしては、令和9年度まで少しずつ増加は見込んでいますが、大幅な増加は見込めない状況であり、各年度の予算編成における主要事業に要する一般財源の不足が大きな課題となるものと想定します。

3 財政状況の見通し

(4) 一般会計の当初予算（経常収支）の見通し

4 か年の財政収支の見通し

経常収入の見通しと経常支出の見通しを踏まえ、令和6年度から令和9年度までの推計し、経常収支の見通しは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	令和5年度 (2023年度) (当初予算)	令和6年度 (2024年度) (見込み)	令和7年度 (2025年度) (見込み)	令和8年度 (2026年度) (見込み)	令和9年度 (2027年度) (見込み)
経常収入	66,585	67,424	67,862	68,478	68,761
地方税	28,864	28,633	28,751	28,857	28,520
譲与税・交付金	6,589	6,589	6,589	6,589	6,589
地方交付税・臨時財政対策債	8,400	9,100	9,300	9,500	10,000
国・道支出金	19,769	20,039	20,259	20,469	20,689
その他	2,963	3,063	2,963	3,063	2,963
経常支出	63,913	65,246	65,354	66,112	65,960
人件費	10,335	10,844	10,369	11,096	10,381
扶助費	26,786	27,147	27,450	27,744	28,058
公債費	7,722	8,010	8,194	7,860	7,956
繰出金	8,003	8,104	8,094	8,152	8,197
その他	11,067	11,141	11,247	11,260	11,368
経常収支	2,672	2,178	2,508	2,366	2,801

4 計画の取組

(1) 財政運営の目安

主要事業に要する一般財源について、経常収支で不足する財源は、主に基金等の活用により財源対策を行います。近年の主要事業に要する一般財源の見通しは、施設の老朽化やゼロカーボン、SDGsへの対応など、様々な市民ニーズや行政課題に応えるため、事業費が増加しており、多くの財源対策が必要な状況となっています。

このため、今後における経常収支と基金等残高の見通しから、主要事業に要する一般財源へ充当が可能な額を見込み、その額の範囲で予算編成を行っていく必要があります。

今後の財政運営の目安（財源対策・主要事業一般財源）

主要事業へ財源充当が可能な額の見通しについて、右表（上）のとおりです。

令和5年度では経常収支が約27億円で、財源対策は、財政調整基金が約11億円、減債基金が4億円、その他（繰越金や土地売却など）約5億円の合計約20億円が活用可能と見込み、主要事業に要する一般財源は、経常収支と財源対策の合計の約47億円となります。

このほかの年度においても同様に、主要事業へ財源充当が可能な額の見通しを示しています。

また、苫小牧市総合計画（実施計画）の実施に必要な主要事業に要する一般財源の見通しについて、右表（下）のとおりです。

令和6年度は、苫小牧市総合計画の実施計画（令和5年度～令和6年度）に係る事業費の一般財源の見通しで、令和7年度以降は、実施計画が令和6年度に策定予定のため、合計は財源充当が可能な額となっています。

この見通しは、今後の財政運営の目安として活用するもので、毎年度の予算編成では、社会経済状況などにより変動する可能性があるものと考えています。

主要事業へ財源充当が可能な額の見通し

（単位：百万円）

区分	令和5年度 (2023年度) (当初予算)	令和6年度 (2024年度) (見込み)	令和7年度 (2025年度) (見込み)	令和8年度 (2026年度) (見込み)	令和9年度 (2027年度) (見込み)
経常収支 A	2,672	2,178	2,508	2,366	2,801
経常収入	66,585	67,424	67,862	68,478	68,761
経常支出	63,913	65,246	65,354	66,112	65,960
財源対策 B	2,011	2,030	1,730	1,880	1,580
財政調整基金	1,071	1,050	800	900	700
減債基金	400	500	450	500	400
その他	540	480	480	480	480
主要事業（一般財源）A+B	4,683	4,208	4,238	4,246	4,381

苫小牧市総合計画の実施に必要な主要事業一般財源の見通し

（単位：百万円）

区 分	令和5年度 (2023年度) (当初予算)	令和6年度 (2024年度) (見込み)	令和7年度 (2025年度) (見込み)	令和8年度 (2026年度) (見込み)	令和9年度 (2027年度) (見込み)
総合計画（実施計画）	3,879	3,969	令和7年度以降の実施計画は 令和6年度に策定予定		
そ の 他	804	239			
合 計	4,683	4,208	4,238	4,246	4,381

4 計画の取組

(2) 基金等残高の管理

21ページの「(1) 財政運営の目安」で示す主要事業に要する一般財源の見通しにおいて、経常収支で不足する一般財源は、主に基金等の活用により財源対策を行うこととなります。財政調整基金、備荒資金、減債基金、公共施設整備基金の各基金等について、財源対策による活用後の残高状況の見通しを示すとともに、今後の財政運営を踏まえた基金等残高の目標を定めて管理します。

(ア) 基金等の管理

● 財政調整基金 – 目標額：20億円以上 –

財政調整基金の目標残高は、前計画と同様に、北海道の財政状況調査におけるヒアリング該当基準の標準財政規模の5%確保を参考に、今後も財政運営における不測の事態への備えとして、標準財政規模の5%である20億円以上とします。

今後の取崩しについては、主要事業に要する一般財源の不足を補うため、各年度の経常収支見込額の状況に応じた取崩しを見込んでいます。

今後の積立てについては、各年度における取崩し後に目標残高20億円以上を確保できるように、決算剰余金の2分の1と既決予算の執行整理で生じる不用額などの一般財源を積み立てることとし、各年度7億円から8億円を見込んでいます。

● 減債基金 – 目標額：20億円以上 –

減債基金の目標残高は、公債費が令和15年度まで高水準となる見込みがあり、令和10年度から15年度の公債費の負担を軽減するため、前計画の目標額から5億円増の20億円以上とします。

今後の取崩しについては、主要事業に要する財源となる経常収支の確保を目的に、公債費の負担軽減のために行い、各年度の経常収支見込額と公債費の状況に応じた取崩しとして、4億円から5億円を見込んでいます。

今後の積立てについては、既決予算の執行整理で生じる不用額などの一般財源、地方債事業によって行われた照明のLED化などの経費節減額、(株)苦東へ出資に対する配当金を積み立てるものとし、各年度3億円を見込んでいます。

● 備荒資金 – 目標額：10億円以上 –

備荒資金の目標残高は、前計画と同様に、10億円以上とします。

今後の取崩しについては、雪氷対策費や、災害対策事業への充当を行うことを見込んでいます。

今後の積立てについては、雪氷対策費の不用額が生じた場合に積立てを行い、目標額に向けて残高確保に努めることとします。

● 公共施設整備基金 – 目標額：15億円以上 –

公共施設整備基金の目標残高は、令和10年度以降に想定する公共施設の更新費の負担を軽減するため、前計画と同様に、15億円以上とします。

今後の取崩しについては、市民文化ホール建設費における負担軽減と他の公共施設の老朽化対応などにおける財源対策のための取崩しとして、各年度、2.5億円から10億円を見込んでいます。

今後の積立てについては、既決予算の執行整理で生じる不用額などの一般財源を積み立てるものとし、各年度2億円から3億円を見込んでいます。

※教育施設は、教育施設整備基金を優先して活用します。



(2) 基金等残高の管理

(イ) 基金等残高の見通し

● 今後の見通し

財政調整基金や備荒資金、減債基金、公共施設整備基金の主要な基金等残高の見通しは、今後の取崩しと積立ての見込みから、全体として減少していきます。

主要な基金等の残高の見通しは、令和4年度末残高は約99億円を見込んでいますが、令和9年度末残高は約76億円と大幅に減少する見込みです。

今後も経常収支が低い状況が続くことが想定され、主要事業に要する財源対策に基金を多く活用する可能性がありますので、財政状況に余力が生じた場合は、基金等の積立ての見込みに関わらず、将来の財政需要に備えて、基金等残高を確保していく必要があります。

基金等残高の見通し

	令和4年度 (2022年度) 年度末残高 見込み	令和5年度 (2023年度) 取崩後残高 見込み	計画期間中の残高見通し		
財政調整基金	36.4億円	25.6億円	令和9年度 (2027年度)	年度末残高	28.1億円
			令和9年度 (2027年度)	取崩後残高	21.1億円
備荒資金	9.8億円	7.6億円	令和9年度 (2027年度)	年度末残高	10.1億円
減債基金	28.8億円	24.8億円	令和9年度 (2027年度)	年度末残高	21.3億円
公共施設整備基金	23.8億円	23.5億円	令和9年度 (2027年度)	年度末残高	16.0億円

4 計画の取組

(3) 財政指標の管理

各財政指標に目標管理ラインを定め、財政の健全性を管理します。



(ア) 経常収支比率

● 目標管理ライン -90%以下-

令和3年度の比率が87.8%ですが、扶助費や公債費など経常支出の増により、今後の経常収支比率は上昇が見込まれます。現在の健全性を保つことを目指し、目標管理ラインは、前回目標と同じ90%以下に設定します。

(イ) 実質公債費比率

● 目標管理ライン -10%以下-

令和3年度の比率は6.6%と低い水準にありますが、平成27年度からの施設の老朽化対応や、市民文化ホール整備、総合体育館整備などの大規模事業により、今後の実質公債費比率は上昇が見込まれます。現在の健全性を保つことを目指し、目標管理ラインは、前回目標と同じ10%以下に設定します。

(ウ) 将来負担比率

● 目標管理ライン -80%以下-

令和3年度の比率は58.6%と低い水準にありますが、平成27年度からの施設の老朽化対応や、市民文化ホール整備、総合体育館整備などの大規模事業により、今後の将来負担比率は上昇が見込まれます。目標管理ラインは、現状の数値から今後の上昇分を見込み、前回目標の120%より40%下げて80%以下に設定します。

4 計画の取組

(4) 地方債の影響管理

大型事業の実施による将来の財政運営への地方債の影響を確認するため、シミュレーションを行いました。地方債について目標を定め、管理します。

(ア) 地方債の償還額

● 目標 – 借入上限額の設定（臨時財政対策債を除く） –

普通債等の地方債のシミュレーションの結果、これまでの借入や令和5年度以降に予定する大型事業に伴う借入により、償還額は令和13年度が最大で約58億円まで増加する見込みです。

償還額の増は公債費の増として、経常収支の減少につながるため、主要事業に要する一般財源の確保が難しくなる可能性があります。

このことから、償還額の増を防止するための取組として、右下表のとおり借入額に上限を定めます。

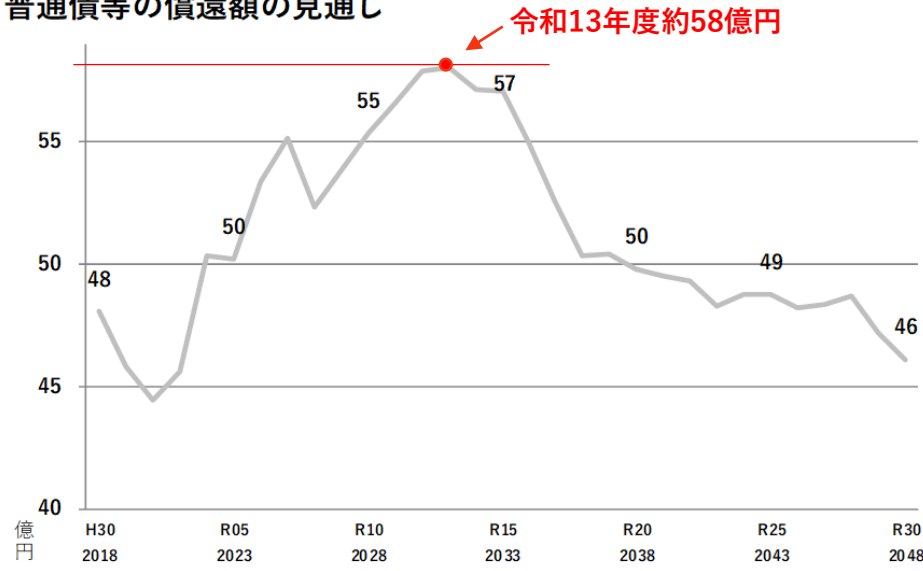
この上限は、財政運営の目安で定める経常収支を達成するために必要な目標となります。

地方債償還額の見通しについて、令和13年度が最大で約58億円となり、令和3年度の償還額46億円より12億円多い状況ですが、これまでの施設の老朽化対応と市民文化ホール整備により借入が増加することによるものです。

このほか、令和5年度での減少と、令和8年度での減少は、第三セクター等改革推進債の償還が終了することによるものです。

また、令和14年度以降は、新規借入に伴う償還額の増より、大規模事業の償還終了に伴う償還額の減が上回ることから、償還額は減少に転じ、令和18年度ごろには、約50億円の水準となる見込みです。

普通債等の償還額の見通し



普通債等の借入上限

(単位：百万円)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
上限額	6,176	7,627	7,146	4,173	5,141

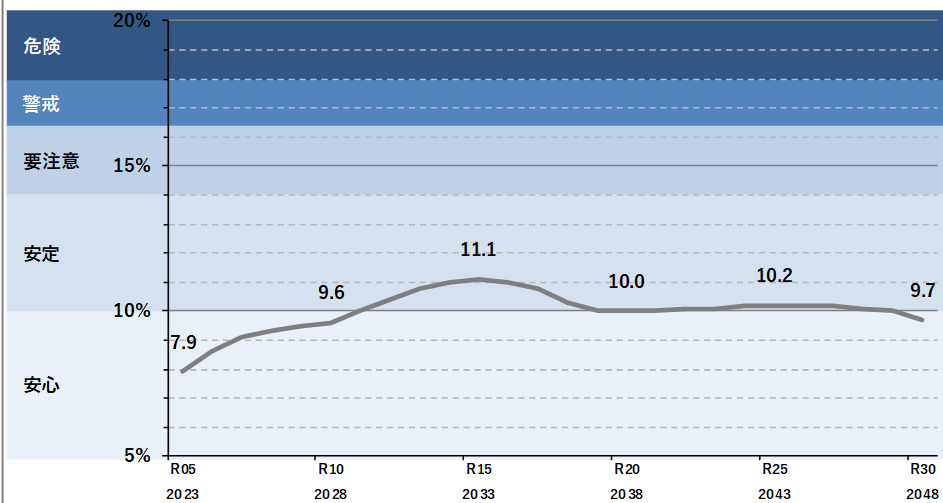
4 計画の取組

(4) 地方債の影響管理

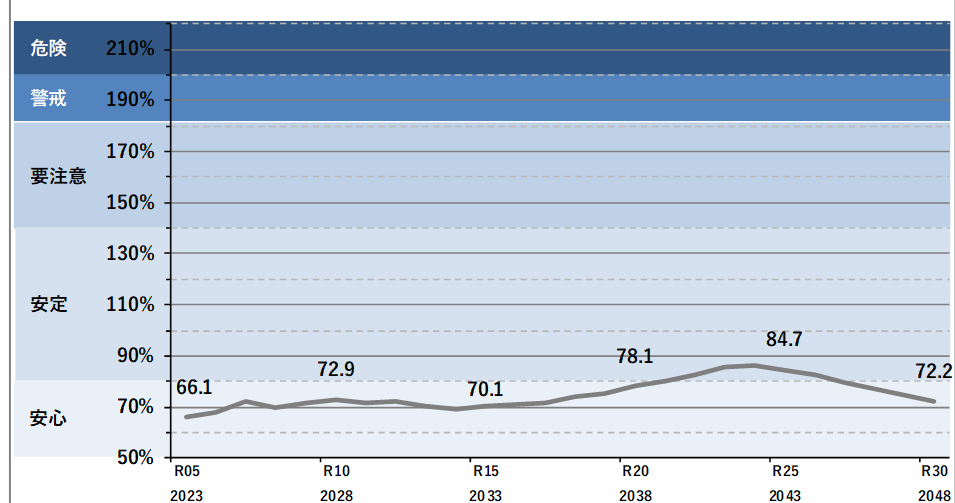
(イ) 財政指標への影響

地方債のシミュレーションの結果、計画期間中において、実質公債費比率（目標10%以下）、将来負担比率（目標80%以下）については、財政指標の管理で定めた目標管理ライン以下となる見込みです。

実質公債費比率の見通し



将来負担比率の見通し



【用語説明】

- 注 1 「**地方債**」は、建設事業など適債性を有する事業の特定財源として行われる金銭の借入で、その返済が一会計年度を越えて行われるものです。赤字地方債は認められていませんが、臨時財政対策債は地方交付税の代替として認められています。地方債は、普通債、災害復旧債、減税補てん債、臨時財政対策債などに分類されます。「**普通債**」は通常の建設事業などの地方債で、その他は、建設事業以外の用途になります。
- 注 2 「**会計**」は、地方公共団体の基礎となる一般会計、国民健康保険事業会計など特別会計、水道事業会計など企業会計があります。この会計の区分とは別に、「**普通会計**」と呼ばれる自治体同士を比較するための会計区分があります。この会計は、一般会計と特別会計を含め、重複する歳入歳出を控除しています。
- 注 3 「**性質別**」「**目的別**」といった予算の分類がありますが、歳入は性質別で地方税、使用料・手数料など収入の種類で予算科目が分類されます。歳出は目的別で、支出の種類が工事であっても工事費（性質別）としてではなく、何のための工事か、道路を整備するためのものか、学校を整備するためのものかで予算科目が分類されます。
- 注 4 「**扶助費**」は、生活保護費や児童手当、心身障害福祉費などで、生活困窮者や、子育て世帯、障がい者などの生活を支援するための支出です。
- 注 5 「**一般財源**」は、使い道に制限がなく自治体で自由に使える収入で、地方税や譲与税、地方交付税などです。「**特定財源**」は、用途が決まっている財源で、国道支出金や地方債などです。臨時財政対策債は、地方債ですが、地方交付税の代替となるものであり一般財源としています。
- 注 6 「**譲与税**」は、本来、地方税とするべき財源ですが、自治体間の不均衡を調整するため、いったん国が徴収し、譲与されるもので、地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税などです。「**交付金**」は、北海道が徴収し、市へ交付するもので、利子割交付金や配当割交付金などです。
- 注 7 「**地方交付税**」は、国が地方に代わって徴収する地方税で、自治体間の不均衡を調整するものです。算定は、国が標準的な行政水準を基準に算定するもので、基準財政需要額と基準財政収入額の差が、普通交付税と「**臨時財政対策債**」で措置されます。基準財政収入額は基本的には標準的な地方税収入見込み額の75%となっており、地方税が増減しても増減の全額が地方交付税として算定されるのではなく、自治体の財政状況が大きく変動しない仕組みになっています。臨時財政対策債は、地方債の償還がありますが、地方交付税の代替となるものであり、償還額に相当する額を基準財政需要額としています。
- 注 8 「**自主財源**」は、自治体が自主的に調達できる財源で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料などで、逆に、自主的に調達できない、国や道などから調達される財源を「**依存財源**」といい、譲与税、交付金、地方交付税、国道支出金、地方債などです。自主財源が多い自治体は自主的な事業を行いやすくなります。
- 注 9 「**北海道の同規模都市10市**」は、苫小牧市の人口を基準にプラス、マイナス10万人の範囲の人口が8万人から28万人の都市で、函館市、帯広市、釧路市、江別市、北見市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、千歳市、苫小牧市です。
- 注 10 「**公債費**」は、市の借りた地方債や一時借入金の元金の償還と、利息の支出です。
- 注 11 「**繰出金**」は、国の繰出基準に基づいて、一般会計が負担すべき支出について、負担している特別会計と企業会計へ繰出しするものです。繰出しについては、赤字補填のような繰出し基準外のものもあります。
- 注 12 「**経常収支**」は、毎年、定例的に収入、支出のある「**経常費**」の経常収入と経常支出の差引です。経常費は毎年あるものですが、逆は「**臨時費**」と呼ばれ、施設の整備工事などが対象となります。苫小牧市では臨時費を「**主要事業**」と呼んでいます。

- 注 13 「**主要事業**」は、臨時費として予算計上されるもので、一時的、不規則的な経費の性質を持つものです。とくに、本市では公約や苫小牧市総合計画などに係る主要な事業が臨時費に当たるものが多く、主要事業と呼んでいます。
- 注 14 「**財政調整基金**」は、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、剰余金や不用額から積立てを行うもので、自治体の貯金として捉えられています。財政調整基金は標準財政規模は、総務省が平成29年度に行った全国調査で、財政調整基金の積立ての考え方として「標準財政規模の一定割合」と回答した市町村のうち「5%超～20%以下」とする回答が最も多い結果となっています。
- 注 15 「**経常収支比率**」は、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に対して、地方税・地方交付税・地方譲与税といった経常一般財源収入がどの程度充当されるかみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標です。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示します。
- 注 16 「**実質公債費比率**」は、一般会計などが負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、公債費による財政負担の程度を表す指標です。この比率が高いほど、公債費の負担が大きいくことを示します。この比率が、18%以上で、地方債の借入に総務大臣などの許可が必要となります（地方財政法）。25%以上で、早期健全化団体として財政健全化計画の作成などが必要となります。35%以上で、財政再生団体として国などが市政に関与することとなります。
- 注 17 「**将来負担比率**」は、一般会計などが将来負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、将来の財政負担の程度を表す指標です。この比率が高いほど、将来の財政負担が大きいくことを示します。この比率が350%を超える場合、早期健全化団体となります。
- 注 18 「**標準財政規模**」は、標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。
- 注 19 「**決算剰余金**」は、歳入から歳出を差し引き残っているものです。「**不用額**」は、予算から歳入・歳出の執行を差し引きして残っているものです。一般会計・特別会計の予算は歳入と歳出の総額が同額となるように編成されます。予算は不足が生じないように見込みますので、予算の仕組み上、必ず、剰余金と不用額は生じるものです。剰余金は、翌年度予算で補正予算の財源や、翌々年度の予算編成の財源として活用しています。
- 注 20 「**備荒資金**」は、備荒資金組合により共同で資金の積立を行うもので、災害による減収の補填や、災害応急復旧事業その他災害に伴う費用に充てるための積立金です。積立は、普通納付と超過納付に分かれ、3億円以上が超過納付で、超過納付分は使途が自由に定めることができます。
- 注 21 「**減債基金**」は、地方債の償還のために必要な資金を積み立てるものです。
- 注 22 「**公共施設整備基金**」は、市民文化ホール整備など公共施設の更新のために平成25年度から積み立てられたものです。
- 注 23 「**実質収支**」は、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた決算剰余金（形式収支）から、繰越明許費と継続費に係る財源を除いたものです。